

作成日：2020年7月9日

病院見学受け入れ基準

1. 院内及び地域の新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、病院見学は中止することもあります。
2. 以下の場合、見学者を受け入れることが出来ません。
 - ① 養成施設（学校）が病院見学及び病院実習を中止している場合。
 - ② 病院見学の予定者が濃厚接触者である場合。
 - ③ 国又は地方自治体が緊急事態宣言を発令している区域又は感染者が急増している区域の養成施設（学校）からの受け入れ。
 - ④ 過去2週間以内の海外渡航歴、国又は地方自治体が緊急事態宣言を発令している区域への旅行歴（移動を含む）がある場合は、帰着日から2週間を経過するまでの間。
3. 病院見学を希望する方は、以下の事項の厳守をお願いします。
 - ① 見学日前2週間の検温及び体調確認を行い、37.5度以上の発熱又は風邪症状がある場合は、事前に当院に連絡して下さい。受け入れの可否を判断します。
 - ② 見学当日は来院前に自宅で検温を行って下さい。37.5度以上の発熱又は風邪症状がある場合は、その日の見学は中止とします。
 - ③ 見学当日はマスクを着用して来院し、記入してきた「新型コロナウイルス感染症に関する調査票」を提出して下さい。
 - ④ 来院後、見学を開始する前に検温及び体調確認を行うとともに「新型コロナウイルス感染症に関する調査票」により見学日前2週間の様子をお聞かせ下さい。場合によりその日の見学を中止とすることがあります。
 - ⑤ 見学を開始した後に、発熱等体調の変化があった場合は、速やかに職員にその旨をお伝えください。その時点でその日の見学は中止とします。
4. 見学対象者は原則として、見学実施時に最終学年である学生（看護職のみ3年生も可）及び既卒者とします。（それ以外の方の見学希望は要相談）